

財政福祉委員会 説 明 資 料

市設建築物再編整備の方針（案）について

平成 27 年 7 月 1 日

財 政 局

目 次

	頁
1 方針策定の趣旨及び経緯	1
2 本市の公共施設を取り巻く状況（名古屋市公共施設白書より）	2
3 方針策定に向けた取り組み	4
4 方針（案）の概要	5
5 今後の予定	10

1 方針策定の趣旨及び経緯

(1) 趣旨

今後の人口減少社会を見据え、施設の廃止・縮小を含め、保有資産量適正化のための取り組みに向けて、今後の市設建築物整備の基本的な考え方をとりまとめるもの。

(2) 経緯

名古屋市アセットマネジメント推進プラン（平成 24 年 3 月）

第 4 章 持続可能で健全な施設の維持管理に向けて
—10 年目以降を見据えた今後の取り組み 要検討事項—
◎資産を保有しない行政への転換
◎施設重視から機能重視へ

名古屋市公共施設白書（平成 26 年 3 月）

第 2 章 公共施設を取り巻く状況
—分かったこと—
◎公共施設について
・人口の増加や社会的ニーズなどに合わせて公共施設を建設（延床面積 約 1,000 万㎡）
・市民 1 人あたりの延床面積は人口 100 万人以上の政令指定都市の 3 番目（4.4 ㎡/人）
◎将来人口について
・平成 52 年には、昭和 55 年時点の人口と同程度まで減少する見込み
・少子化・高齢化の進展により人口構造が大きく変化する見込み
◎財政状況について
・市税収入は大幅な伸びが期待できない一方、扶助費などの義務的経費は、今後も増加する見込みであり、公共施設の建設等に使われている投資的経費は減少傾向
◎将来の施設整備費について
・将来の施設整備費は、長寿命化などの取り組みを進めても年平均 748 億円が必要と試算（近年の施設整備費 434 億円と比較して約 1.7 倍）
—見えてきた課題—
◎人口減少社会を見据え、施設の廃止・縮小を含めて保有資産量の適正化をどのように図るのか
◎人口構造の変化に伴う社会的ニーズの変化に対応した施設機能を、どう確保するのか

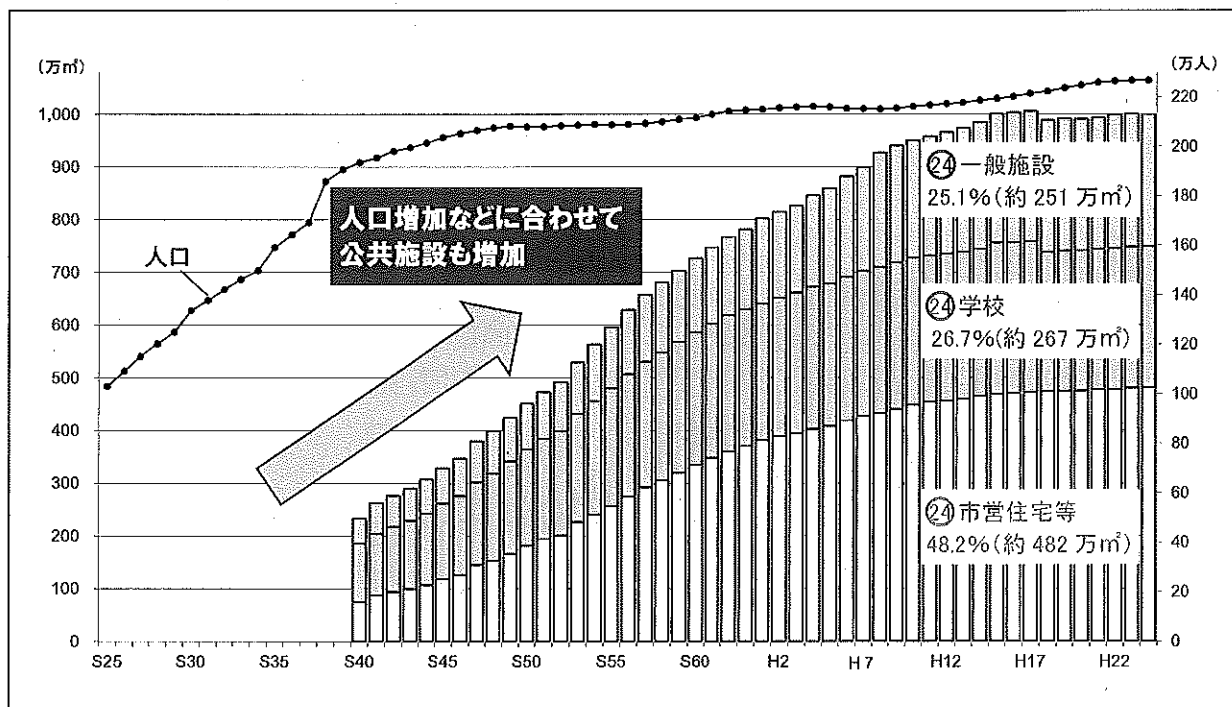
名古屋市総合計画 2018（平成 26 年 10 月）

Ⅲ 長期的展望に立ったまちづくり 4 市政運営の取り組み
◎アセットマネジメントの推進
・人口減少社会を見据え、将来需要の適切な見通しのもと、施設の廃止・縮小を含めて保有資産量の適正化に取り組む

市設建築物再編整備の方針の策定

2 本市の公共施設を取り巻く状況（名古屋市公共施設白書より）

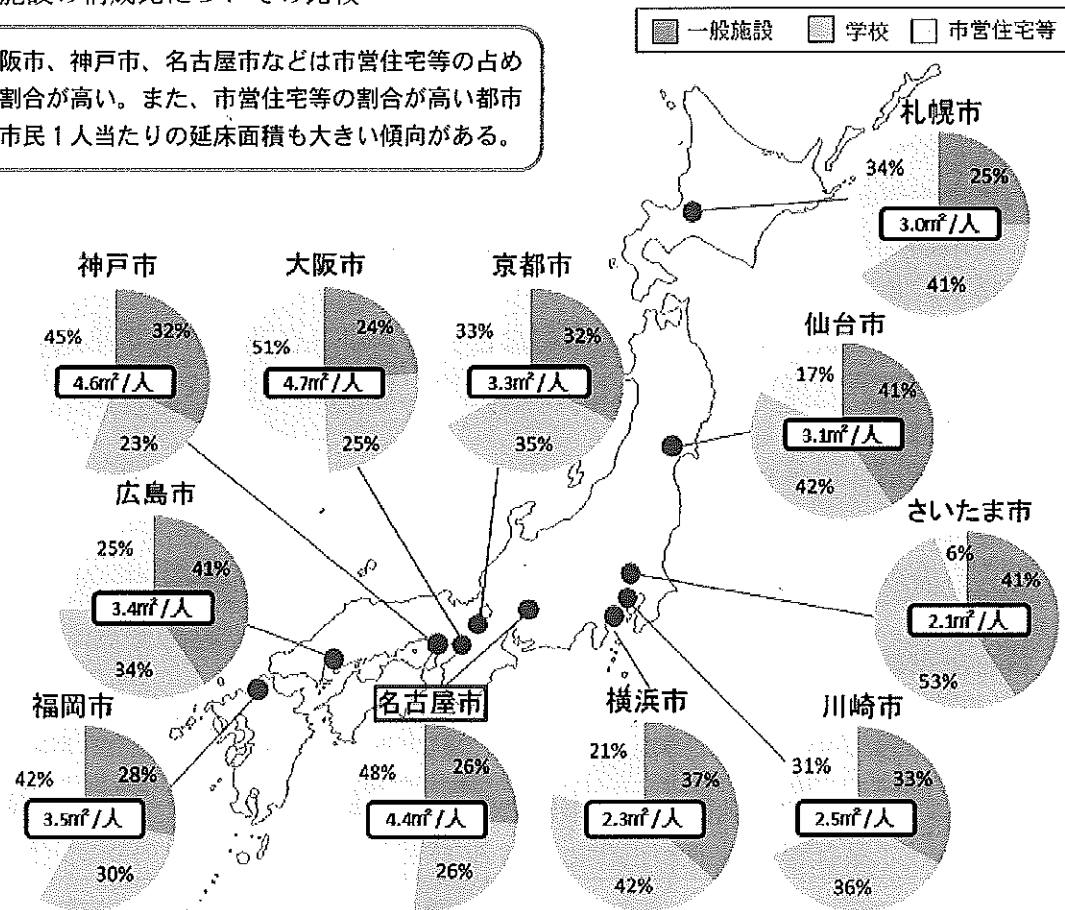
公共施設（延床面積）と人口の推移（昭和 25 年～平成 24 年）



人口 100 万人以上の政令指定都市比較（平成 23 年度）

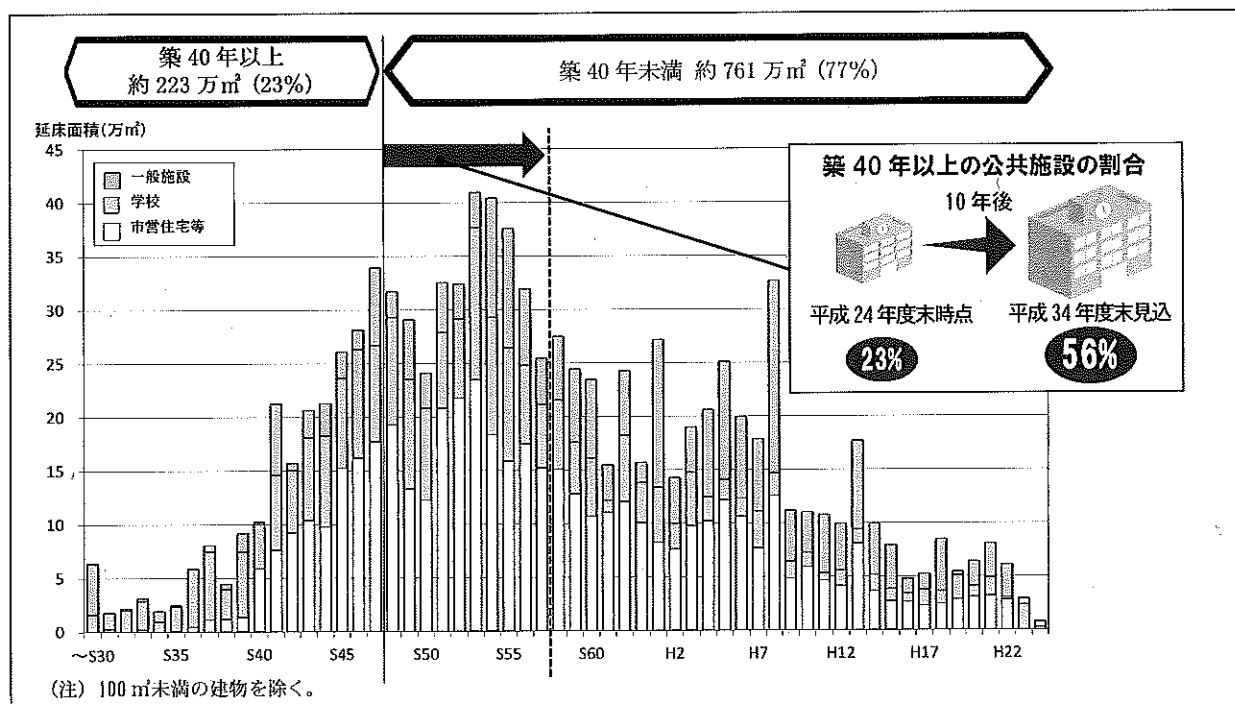
■公共施設の構成比についての比較

大阪市、神戸市、名古屋市などは市営住宅等の占める割合が高い。また、市営住宅等の割合が高い都市が市民 1 人当たりの延床面積も大きい傾向がある。

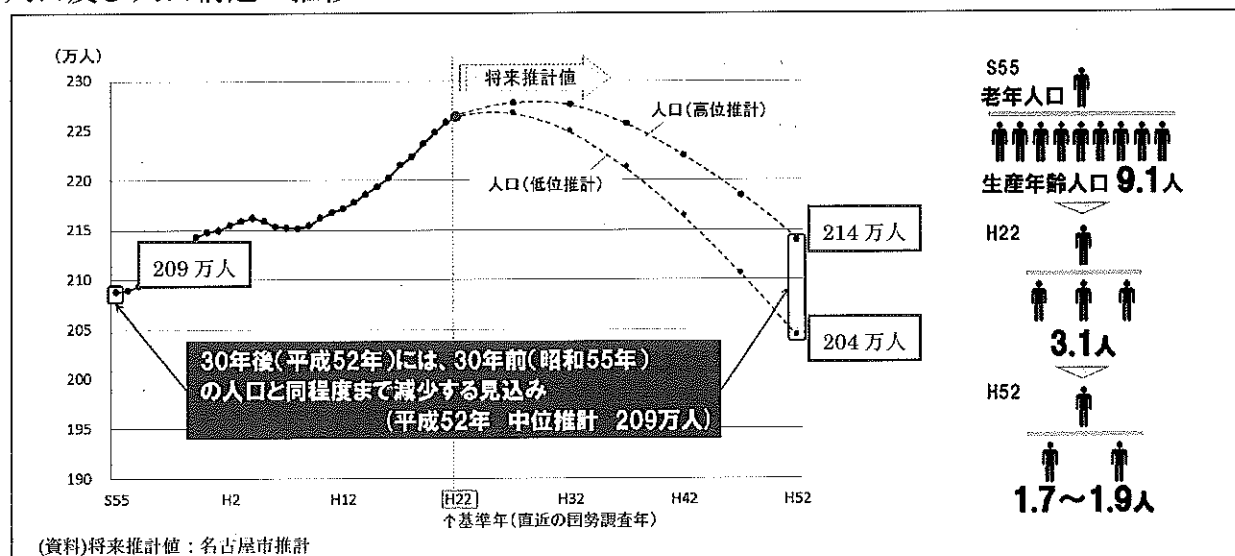


（資料）公共施設：総務省「公共施設状況調経年比較表」、人口：各市ホームページ

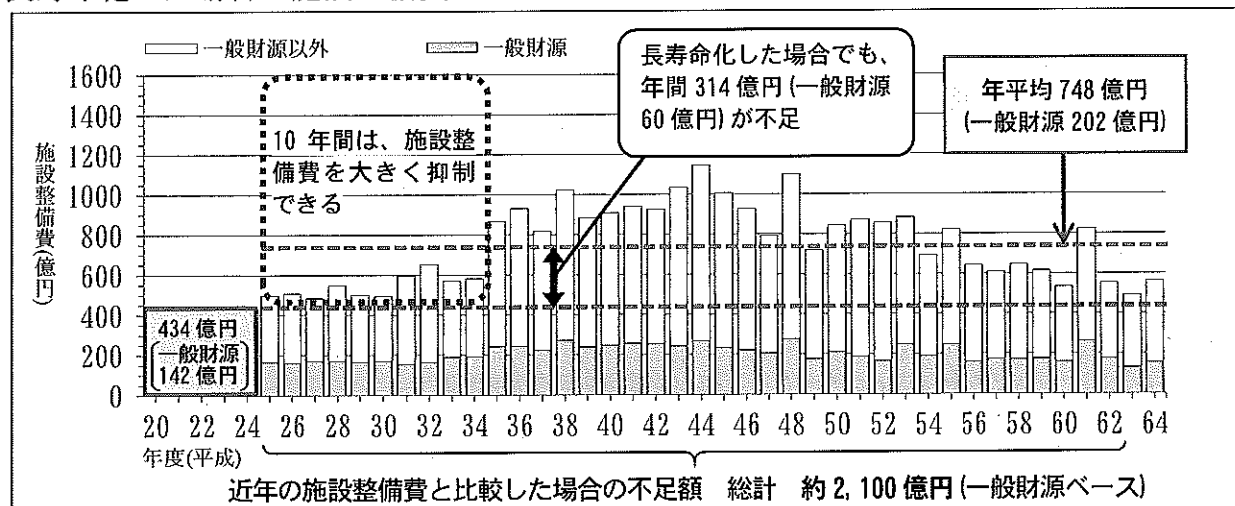
築40年以上の公共施設（延床面積）の割合



人口及び人口構造の推移



長寿命化した場合の施設整備費



3 方針策定に向けた取り組み

時 期	事 項
平成 26 年 6 月	広報なごやへの掲載（第 1 回「施設総量について」） アセットマネジメント懇談会（第 1 回）の開催
7 月	アセットマネジメント懇談会（第 2 回）の開催
8 月	広報なごやへの掲載（第 2 回「老朽化の状況について」） アセットマネジメント懇談会（第 3 回）の開催 市政アンケートの実施（平成 26 年度第 2 回市政アンケート）
9 月	アセットマネジメント懇談会（第 4 回）の開催
10 月	広報なごやへの掲載（第 3 回「将来の施設整備費について」）
11 月	アセットマネジメント懇談会（第 5 回）の開催
12 月	広報なごやへの掲載（第 4 回「今後の課題について」） アセットマネジメント懇談会（第 6 回）の開催 アセットマネジメント推進委員会幹事会の開催 アセットマネジメント懇談会（第 7 回）の開催
平成 27 年 1 月	市民シンポジウムの開催
3 月	市設建築物再編整備の方針（財政局案）の策定 アセットマネジメント推進委員会幹事会の開催
4 月	アセットマネジメント推進委員会幹事会の開催
5 月	アセットマネジメント推進委員会の開催 市設建築物再編整備の方針（案）の策定

4 方針（案）の概要

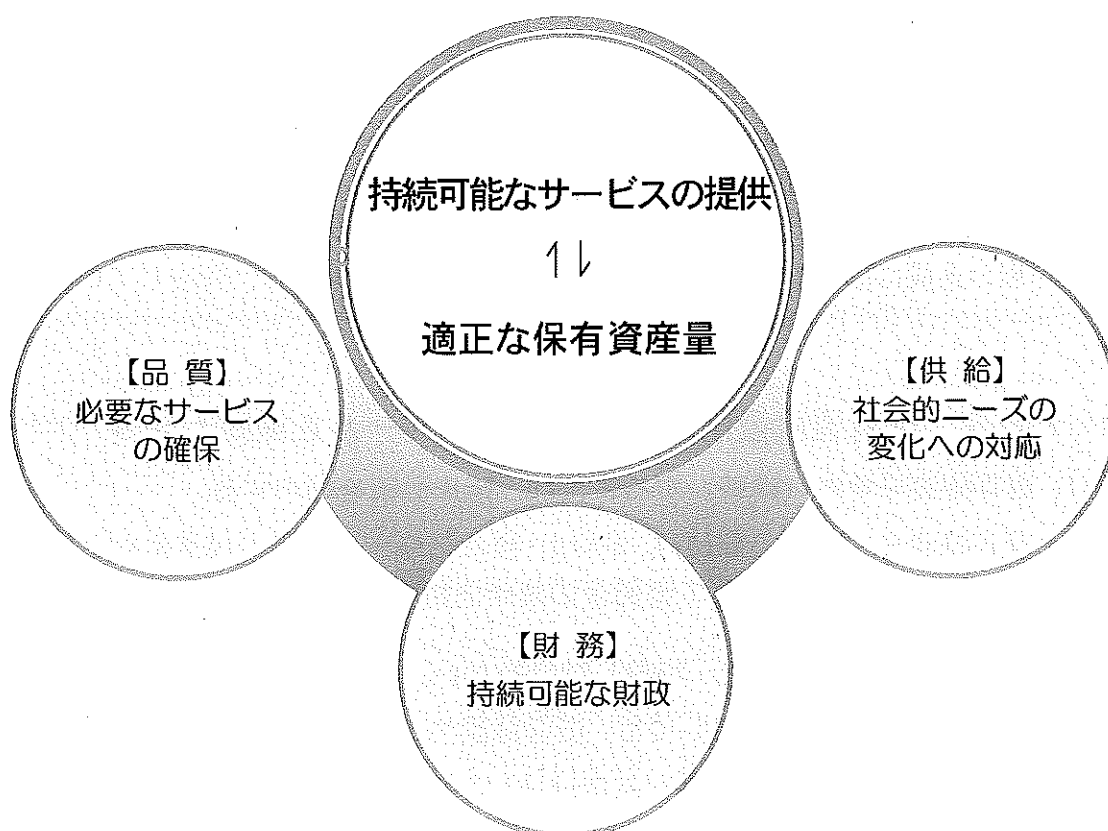
（1）基本理念

保有資産量の適正化を進める上で、

- ・ 必要なサービスを確保できること 【品 質】
- ・ 社会的ニーズの変化に対応していくこと 【供 給】
- ・ 財政的に持続可能な範囲で施設整備費がまかなえること 【財 務】

のそれぞれに配慮することを基本理念に、本市では品質、供給、財務の3つのバランスが取れている状態を持続可能なサービスの提供が可能となる「適正な保有資産量」と位置づけ、この状態をめざすこととします。

基本理念のイメージ



(2) 3つの行動指針

その1 「縮充」の精神で再編整備に取り組みます

再編整備による保有資産量の適正化が、単なる削減（縮小）ではなく、様々な工夫により多くの市民の方がサービスの**充実感**を得られるようなものとなるよう努めなければならないと考えます。そこで、再編整備の取り組みの精神を

「縮 充」とし、

全体の保有資産量の削減を図りつつ、施設の効率的な再編（集約化・複合化）を行うとともに、運営面などを工夫することにより市民サービスの維持・向上をめざして、施設の再編整備を進めます。

その2 保有資産量を10%削減します

アセットマネジメントの取り組みに実効性を持たせるために、概ね40年間の保有資産量の削減目標を設定します。

少なくとも、**2050年度末までに2012年度（平成24年度）末と比較して保有資産量（延床面積 約1,000万㎡）の10%削減**をめざします。

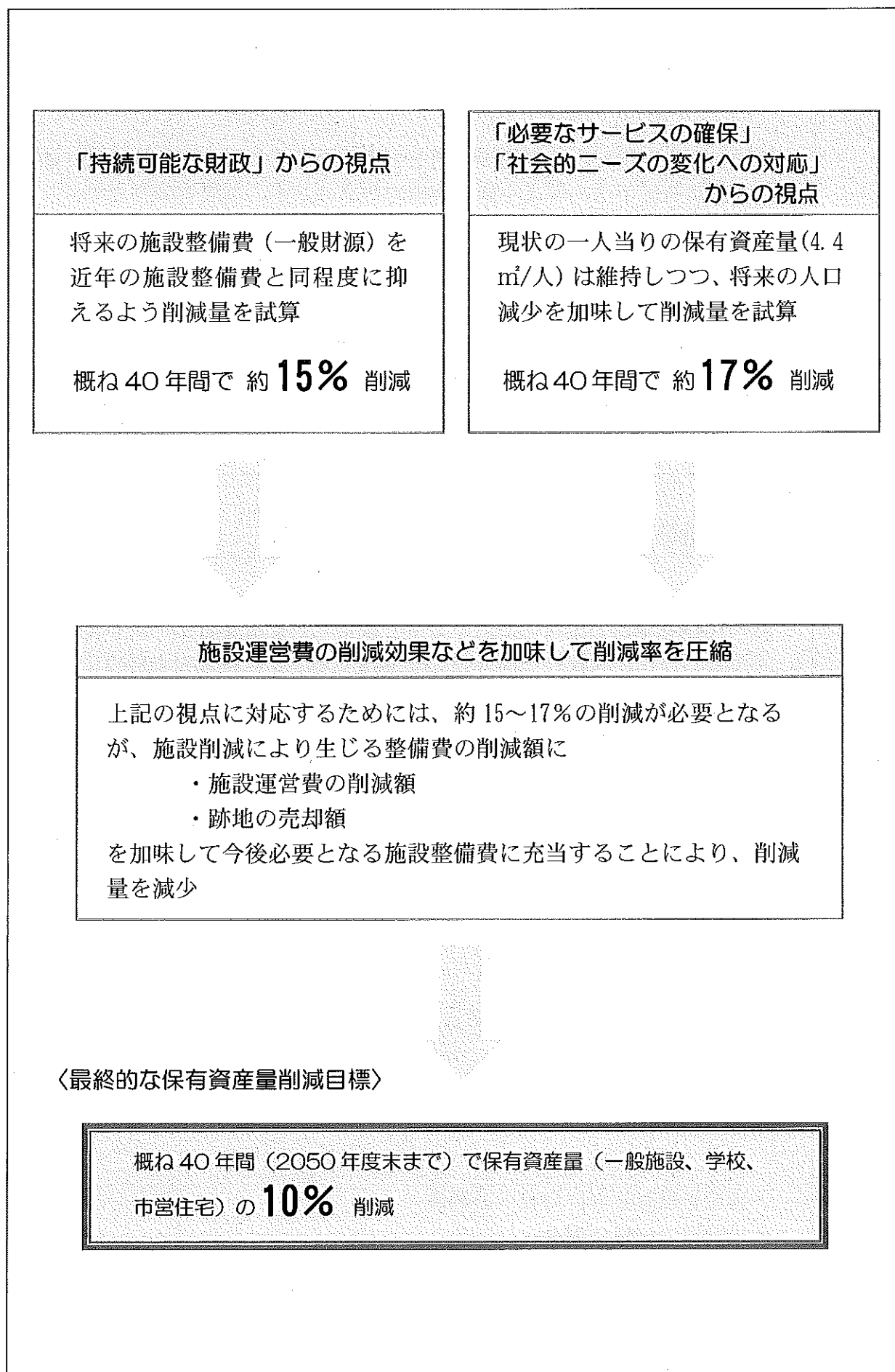
	第1期	第2期	第3期	第4期
期 間	～2022年度 （～H34）	2023～2032年度 （H35～H44）	2033～2042年度 （H45～H54）	2043～2050年度 （H55～H62）
累計削減率 （累計削減量）	モデル事業の 計画・実施	3.7% (370,000㎡)	7.4% (740,000㎡)	10% (1,000,000㎡)

目標の達成に向け、削減に向けた中長期的な計画を策定し、管理していきます。

その3 保有資産量削減に向けた基本ルールを設定します

- ① 既存施設を更新（建替）する際には、延床面積を縮小する。
 - ・既存施設を更新する際には、集約化・複合化や一部業務の民営化などにより、既存の延床面積に対して整備後の延床面積を縮小することとする。
- ② 新規施設の整備（新設・増設）は行わない。
 - ・新たなニーズなどに対しては、既存施設や民間ストックの有効活用などを図ることにより、新規施設の整備は行わない。
- ③ 社会的なニーズなどへの対応のため、やむを得ず既存施設更新の際の増床や新規施設の整備（新設・増設）が必要な場合には、総量規制（中長期の保有資産量削減目標）の範囲内で対応する。

(3) 保有資産量削減目標設定の考え方



(4) 再編整備にあたっての取り組み方針

ア 全体的な取り組み方針

(ア) 保有資産の有効活用と財源確保

施設の長寿命化による経費の抑制と平準化などこれまでの取り組みに加え、新たな施設整備手法の導入や施設整備のための基金の創設を図ります。

- ・経費の抑制と平準化
- ・既存施設の有効活用
- ・余剰資産の有効活用
- ・将来の用途転用を見込んだ整備手法の導入
- ・施設整備基金「アセットマネジメント基金（仮称）」の創設

(イ) 施設の再配置

老朽化した施設の更新にあたっては、集約化または複合化による整備を基本とするとともに、利便性の高い立地を選択するなど、将来のまちづくりを見据えた施設の再配置を行います。

- ・「機能重視」の視点による施設の集約化・複合化の促進
- ・長期的な視点からの施設の再配置
- ・将来のまちづくりを見据えた施設の再配置
- ・広域連携等による施設の有効活用を目指した再配置

(ウ) 施設運営の効率化

民間活力の活用や、複合施設の運営・管理の一元化などにより、施設運営の効率化を図ります。

- ・資産を保有しない行政への転換
- ・民間活力活用の促進
- ・複合施設の運営・管理の一元化
- ・利用実態に着目した集約化・複合化

イ 施設分野別の取り組み方針

(ア) 一般施設

- ・類似・重複機能の統合
- ・1区1館施設の見直し

(イ) 学校施設

- ・学校施設の複合化
- ・地域コミュニティの拠点形成
- ・統合後の跡地活用

(ウ) 市営住宅

- ・総量（管理戸数）の見直し
- ・建替えにより生じた余剰土地の有効活用
- ・持続可能で安定的な管理運営

(5) 取り組みの推進にあたって

- ・推進体制の強化
- ・市民との協働の推進
- ・モデル事業の設定

(6) 保有資産量の適正化に向けた取り組みのイメージ

	第1期 ～2022年度 (～H34)	第2期 2023～32年度 (H35～H44)	第3期 2033～42年度 (H45～H54)	第4期 2043～50年度 (H55～H62)
アセット マネジメント 推進プラン	・経費の抑制と平準化 ・施設の集約化 ・保有資産の有効活用と 財源確保	推進プランの取り組みの継続		
市設建築物 再編整備の方針	保有資産量適正化に向けた取り組みの実施			
	・モデル事業の計画・実施 ・削減に向けた計画の策定 ・推進体制の強化			
	目標削減量	37 万㎡ (3.7%)	74 万㎡ (7.4%)	100 万㎡ (10%)

本方針に基づく再編整備の取り組みは30年、40年先を見据えたものであることから、今後の社会経済情勢の変化や本市の財政状況などを踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。

5 今後の予定

時 期	事 項
平成 27 年 8 月	パブリックコメントの実施
平成 27 年 9 月	市設建築物再編整備の方針の策定・公表